



## 「下請法」の親事業者になっていませんか？

下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という）は、独占禁止法の補完法として、「親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を迅速かつ効果的に取り締まるために制定」された法律である。

親事業者には、「発注の際の書面の交付義務」や「下請代金の支払い期日の定め」等4つの義務が課せられ、また、「受領拒否」「下請代金の支払遅延」「買ったとき」等11項目の禁止行為が規定されている。一般に大企業は、中小企業に比して相対的に力が強く、下請企業の立場は弱いものと考えられており、「下請法」第一条では、その目的が「下請取引の公正化・下請事業者の保護」と定義されている。

「下請法違反」は「下町ロケット」などのドラマの世界だけの話ではなく、リアルの世界でも、ネット検索すれば有名な超一流の企業が「下請法違反」で公正取引委員会から再発防止の勧告を受けたというニュースが見つかる。

しかし、中小企業者も事業活動を行っていく上で、「下請法の親事業者」に該当するケースもあるので、注意を要する。

「下請法」の規制は、①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託の4つの取引が対象となり、中小企業者では、発注者側の資本金が1千万円超で受注者側の資本金が1千万円以下の場合、発注者側は「下請法」の「親事業者」に該当する。

例えば、①製造委託は「物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザイン等を指定して、他の事業者に物品の製造や加工等を委託すること」と定義されている。中小企業者においても、製造業、物品販売業を問わず、発注者側として製造委託する機会も多いと見られ、「自社が下請法における「親事業者」になっていないか」、是非とも点検してみたい。

親事業者に該当した場合は、「不当に支払代金を減らしたり、支払遅延をしないので問題ない」と放置するのではなく、冒頭の「4つの義務」が課せられていることに留意して、知らずに「下請法違反」とならないよう、十分に注意していただきたい。  
(執筆者 EMC (協) 中小企業診断士 門田浩一郎)

※ JRS 経営情報の中から、次のコンテンツを参考にしてください。

- 下請法と発注者側の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(2018-0531)
  - 下請法／中小企業でも親事業者としての規制を受けることがある・(2009-0055)
  - 禁止されている優越的地位の濫用行為のいろいろ・・・・・・・・(2010-0305)
  - 独占禁止法等による優越的地位の濫用行為の禁止・・・・・・・・(2010-0304)
- ( ) 内は情報番号です

### ★★「JRSニュース（機関会員様向け）」の配信終了のお知らせ★★

「JRSニュース（機関会員様向け）」は、今月の125号をもって終了とさせていただきます。長い間ご愛読いただきまして、ありがとうございました。

引き続き、月2回発行の「JRSニュース（一般向け）」と月1回発行の「メールマガジン」をご利用いただき、「JRS経営情報サービス」を末永くご活用していただきたく、お願い申し上げます。

なお、お客様にコンテンツを提供される場合には、最初のページに「サンプル」と表示してください。またお探しの情報が不明な場合はご連絡ください。(☎0120-89-0240)